

議案第●号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 31 年 3 月 31 日限り養護老人ホーム秋楽園組合を脱退させ、並びに平成 31 年 4 月 1 日から、山口県市町総合事務組規約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）第 3 条第 8 号に規定する事務を共同処理する団体に光市及び光地区消防組合を加えること並びにこれに伴い同組規約を以下のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 ●年 ●月 ●日提出

● ● 市 長
● ● ● ●

山口県市町総合事務組規約の一部を改正する規約
別表第 1 中「、養護老人ホーム秋楽園組合」を削る。
別表第 2 の 2 及び 6 の項中「、養護老人ホーム秋楽園組合」を削り、同表の 8 の項中「下松市」の次に「、光市」を加え、「、養護老人ホーム秋楽園組合」を削り、「宇部・阿知須公共下水道組合」の次に「、光地区消防組合」を加え、同表の 11 の項中「、養護老人ホーム秋楽園組合」を削る。

附 則
この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

原案可決
平成 3 1 年○月○日 ●●●●● 議会議長 ○ ○ □ ○ 印影

この写しは議決書原本と相違ありません
平成 3 1 年○月○日 ●●●●● 議会議長 ○ ○ □ ○ 朱印